

様式第 1 号（第 3 条）

見 積 書

令和 年 月 日

分任支出負担行為担当官
日高北部森林管理署長
岩崎 孝司 殿

（見 積 人）
住 所
商号又は名称
代表者氏名
（代理人）
氏 名

¥ _____ 内訳は別紙のとおり

ただし 第 号物件 令和 8 年度日高北部署【 地区】官用自動車点検等業務（単価
契約）の代金

上記のとおり、見積心得、見積依頼書記載事項及び現場説明事項を承知の上、見積します。

（注意事項）

- 1 金額は円単位とし、アラビア数字をもって明記すること。
- 2 用紙の寸法は、日本産業規格 A 列 4 番とし、縦長に使用すること。

委 任 状

代理人氏名

上記の者を私の代理人と定め、下記権限を委任します。

記

- 1 見積年月日 令和 年 月 日
- 2 件 名
- 3 見積書提出に関する一切の件

令和 年 月 日

住 所
商号又は名称
代表者氏名

分任支出負担行為担当官
日高北部森林管理署長
岩崎 孝司 殿

官用自動車点検等業務仕様書

1 対象物品

別紙 自動車点検等委託車両一覧表（以下「一覧表」という。）に定める自動車。

継続検査、定期点検以外の整備（消耗部品の交換、調整等をいう。以下同じ。）については、一覧表・単価内訳表に予定数量を掲示するが、請負者は点検を実施した結果、予定項目の整備が必要でないと判断される場合及び予定項目以外の整備が必要であると判断した場合は、契約担当官等またはその補助者（以下「契約担当職員」という。）に連絡のうえ指示を受けるものとする。

2 請負内容

（１）請負者は、契約担当職員の発行する、項目、数量、履行年月日その他必要な事項を記載した発注書（または車検等入庫予定表。（以下「発注書等」という。））に基づき、森林管理署等庁舎一覧表に定める車両引き渡し場所より車両を引き取り、発注書等に定める継続検査等を実施のうえ、車両引き渡し場所に返納するものとする。

なお、車両配置場所が引き渡し場所より整備場に近い場合は、車両配置場所にて引き渡しを行っても差し支えないものとする。

（２）請負者は、発注書等の交付を受けた場合は、これに従い、継続検査等の業務を単価内訳表の契約単価をもって確実に履行しなければならない。

（３）発注書等、単価表及び単価内訳表における件名の内容は次のとおりとする。

ア 定期点検整備とは、道路運送車両法（昭和 26 年法律第 185 号、以下「法」という。）第 48 条に基づく点検整備とする。

イ 継続検査とは、法第 62 条に基づく継続検査とする。

ウ 保安確認検査とは、法第 62 条に定める継続検査に係るものとする。

エ 継続検査代行とは、自動車検査証の交付に係る事務手続の代行料金をいい、申請に必要な継続検査申請書は請負者が自己の負担において用意するものとする。

オ エンジンオイル交換には、エンジンオイル（ガソリン車は SM 品質以上（API 規格）、ディーゼル車は DH-1/CF-4 品質以上（JASO 規格/API 規格））代金及び取替作業を含むものとする。

カ オイルエレメントの交換は、オイルエレメント代金及び取替作業を含むものとする。

キ ブレーキフルードの交換は、ブレーキフルード代金及び交換作業を含むものとする。

ク 下回り洗浄（スチーム）は、車両下回りを高圧スチームにて洗浄するものとする。

ケ 下回り防錆塗装は、塗料代金及び塗装作業を含むものとする。

コ 継続検査の基本点検料、及び定期点検料には、車両引き取り及び返納に係る費用、車内の粉じん等ゴミの除去、ゴムマットの清掃及び樹脂並びに鉄製部分の拭き掃除等の車内清掃作業を含むものとする。

また、ラテラルロットの取付部の腐食及びドライブシャフト部の腐食並びにドライブシャフト部にダイナミックダンパが接続されてあればその接続部の腐食について

の目視点検を行い、継続検査の基本点検料及び定期点検料に含むものとする。なお、ラテラルロット及びドライブシャフトに腐食の疑いがある場合は、レッドチェックを行うものとする。レッドチェックの点検について、費用が発生する場合は2（3）シによるものとする。

サ 定期点検業務（12ヶ月点検、6ヶ月点検）において、契約担当職員の指示に基づき、車両の下回り洗浄又は下回り防錆塗装等を実施した時は、当契約に基づく継続検査業務の各種業務単価を適用することとし、本契約の定期点検業務として請求するものとする。

シ 請負者は、上記以外の整備（車検等の整備上、若しくは車両の安全な走行を確保するために必要な整備）が必要と判断した場合は、ただちに契約担当職員に通知するとともに、その追加整備項目が頭書の契約単価に定めのない時は、当該追加整備に係る費用の見積を当該車両の使用者である官署の長あて提出するものとする。

当該車両の使用者である官署の長は、契約単価に定めのない部分の追加整備について請負者の通知内容及び費用が適当であると判断した場合は、別途の請負契約を請負者と締結するものとする。

ス 請負者は、自動車検査事項記録表を併せて提出すること。

3 保証

請負者は、当該業務の完了後6ヶ月、又は当該業務を実施した対象車両が、業務を完了したときからの走行距離が1万キロメートルに達したときのいずれか早い日までの期間において、業務を実施した箇所に当該業務が原因で不具合が生じた場合であって、かつ、その不具合が当該業務が原因で生じたものと請負者が認めたときは、その不具合箇所を請負者の負担において再度整備するものとする。

その他、保証の詳細は、請負者の発行する整備保証書による。

4 その他

（1）請負者は、車両の返還にあたっては、契約担当職員に点検結果を説明するとともに、交換部品があった場合は、取り外した使用済み部品を提示する等、業務が確実に完了したことを明らかにすること。

また、その際は、整備した全ての内容を明瞭に記載した点検整備記録簿を提出すること。

なお、整備内容が多項目にわたり、点検整備記録簿への明記が困難である等の場合は、整備した内容を全て記録した書面を併せて提出すること。

（2）契約担当職員は契約期間中に車両の廃棄、購入を行う場合があるので、判明次第請負者に連絡することとする。

令和 年 月 日

日高北部森林管理署

[illegible]

(点 検 車 両)

[illegible]

日高北部森林管理署庁舎一覧表

地区名	名 称	住 所	電 話 番 号
日高地区	日高北部森林管理署	沙流郡日高町栄町東2丁目258－3	050-3160-5705
	日高森林事務所 日勝森林事務所	沙流郡日高町栄町東2丁目258－3	01457-6-3466
平取・門別地区	振内森林事務所 幌尻森林事務所 貫気別森林事務所	沙流郡平取町振内町31－3	01457-3-3409
	門別森林事務所	沙流郡日高町字厚賀町62－4	01456-5-6651

第1号物件

日高北部森林管理署 自動車点検等委託車両一覧表

物件 番号	番号	配置場所	登録番号	車台番号	車別	用途	メーカー	車名	初度登録年月	車検・ 点検月	車検満了日	点検区分	車両重量 (車両総重量)	重量税適 用区分	自動車 重量税	自賠責 保険料	継続検査 24ヶ月	12ヶ月 点検	備考
1	1	本署	室蘭300に6526	NT32-510880	普通	乗用	ニッサン	エクストレイル	H27.3.10	3	R10.3.9	12ヶ月点検	1500 (1775)					○	
1	2	本署	室蘭300に6527	NT32-510877	普通	乗用	ニッサン	エクストレイル	H27.3.10	3	R10.3.9	12ヶ月点検	1500 (1775)					○	
1	3	本署	室蘭300ぬ1543	NT32-530253	普通	乗用	ニッサン	エクストレイル	H28.2.22	2	R9.2.21	24ヶ月点検	1500 (1775)		○	○	○		
1	4	本署	室蘭300ぬ6564	SJ5-094399	普通	乗用	スバル	フォレスター	H29.1.24	1	R10.1.25	12ヶ月点検	1500 (1775)					○	
1	5	本署	室蘭500ゆ8582	MN71S-317828	普通	乗用	スズキ	クロスビー (HV)	R6.1.18	1	R9.1.17	24ヶ月点検	1000 (1275)		○	○	○		
1	6	日高(森)	室蘭300は7077	TSMLYEH1S00C81842	普通	乗用	スズキ	エスクード (HV)	R6.3.1	2	R9.2.28	24ヶ月点検	1320 (1595)		○	○	○		
1	7	日勝(森)	室蘭300は9978	SKE-164539	普通	乗用	スバル	フォレスター (HV)	R7.3.3	3	R10.3.2	12ヶ月点検	1620 (1895)					○	
1	8	本署	室蘭480え8682	S510P-0257668	軽自動車	貨物	ダイハツ	ハイゼット	H31.3.22	3	R9.3.23	24ヶ月点検	810 (1270)		○	○	○		
1	9	日高(森)	室蘭40と195	岡 [74] 1838岡	軽自動車	貨物	組立	ー	H13.3.27	3	R9.3.26	24ヶ月点検	180 (480)	18年経過	○	○	○		トレーラー
	計		9台												5台	5台	5台	4台	

第 1 号 物 件 単 価 表

【日高北部森林管理署】

件名（項目）	数量	単位	単価	金額
自動車重量税（A）	5	台	－	
自賠責保険料（B）	5	台	－	
非課税額 計（C）＝（A）＋（B）				
継続検査（D）	5	台	－	
定期点検（E）	4	台	－	
課税対象額計（F）＝（D）＋（E）				
消費税額（G）＝（F）× 10%	10	%		
合 計（C）＋（F）＋（G）				

※ 車両の廃棄、購入等により継続検査並びに定期点検の車両台数に増減があっても、各業務の契約単価は変更しないものとする。

（ 第 1 号 物 件 単 価 内 訳 表 ）

件名（項目）		数 量	単 位	単 価（円）	金 額（円）
自動車重量税	普通自動車（自家用） 車両重量 1.0tまで 13年未満 2年	1	台		
	普通自動車（自家用） 車両重量 1.5tまで 13年未満 2年	2	台		
	トラック（自家用） 車両総重量 1.0tまで 13年未満 2年	1	台		
	車検対象軽自動車（自家用） 1両 18年経過 2年	1	台		
	自動車重量税 小計（A）	5	台		
自賠責保険料	自家用乗用自動車 本土 24ヶ月契約	3	台		
	軽自動車（検査対象車） 本土 24ヶ月契約	1	台		
	被けん引自動車（軽自動車（車検対象車）） 本土 24ヶ月契約	1	台		
	自賠責保険料 小計（B）	5	台		
非課税 合計（C）		(A) + (B) =			

継続検査	基本点検料	普通乗用自動車	3	台		
		軽自動車	1	台		
		被けん引自動車（軽自動車）	1	台		
		細計	5	台		
	保安確認 検査料	普通乗用自動車	3	台		
		軽自動車	1	台		
		被けん引自動車（軽自動車）	1	台		
		細計	5	台		
	検査代行 手数料	普通乗用自動車	3	台		
		軽自動車	1	台		
		被けん引自動車（軽自動車）	1	台		
		細計	5	台		
	下回り洗浄 （スチーム）	普通乗用自動車	3	台		
		軽自動車	1	台		
		被けん引自動車（軽自動車）	1	台		
		細計	5	台		
	下回り防錆塗装 （シャーシラック）	普通乗用自動車	3	台		
		軽自動車	1	台		
		被けん引自動車（軽自動車）	1	台		
		細計	5	台		
	ブレーキフルード 交換	普通乗用自動車	3	台		
		軽自動車	1	台		
		細計	4	台		
	エンジン オイル	ガソリン車	2	台		
		ハイブリッド車	2	台		
		細計	4	台		
	オイルエレメント （ガソリン）	普通乗用自動車	3	台		
		軽自動車	1	台		
		細計	4	台		
継続検査 小計（D）			5	台		
定期点検	12ヶ月点検	普通乗用自動車	4	台		
		細計	4	台		
	エンジン オイル	ガソリン車	3	台		
		ハイブリッド車	1	台		
		細計	4	台		
	オイルエレメント （ガソリン）	普通乗用自動車	4	台		
		細計	4	台		
定期点検 小計（E）			4	台		
課税対象 合計（F）			（D） + （E） =			
消費税（10%）（G）			（F） × 10% =			
総計			（C） + （F） + （G） =			

※ 1 自動車重量税、検査手数料（印紙代）及び自賠責保険料の額は、法令等で定められた額を記載すること。

2 車両の区分、又は作業項目において、表中の作業項目と異なる区分となる場合は、適宜項目を追加、削除すること。

第2号物件

日高北部森林管理署 自動車点検等委託車両一覧表

物件 番号	番号	配置場所	登録番号	車台番号	車別	用途	メーカー	車名	初度登録年月	車検・ 点検月	車検満了日	点検区分	車両重量 (車両総重量)	重量税適 用区分	自動車 重量税	自賠責 保険料	継続検査 2 4ヶ月	1 2ヶ月 点検	備考
2	1	門別（森）	室蘭300に1044	NT31-326018	普通	乗用	ニッサン	エクストレイル	H26.2.24	2	R9.2.25	24ヶ月点検	1500 (1775)	1 3 年経過	○	○	○		
2	2	貴気別（森）	室蘭300に1046	NT31-326020	普通	乗用	ニッサン	エクストレイル	H26.2.24	3	R9.3.5	24ヶ月点検	1500 (1775)	1 3 年経過	○	○	○		
2	3	振内（森）	室蘭300ぬ1541	NT32-530162	普通	乗用	ニッサン	エクストレイル	H28.2.22	2	R9.2.25	24ヶ月点検	1500 (1775)		○	○	○		
2	4	幌尻（森）	室蘭300は4147	SKE-102224	普通	乗用	スバル	フォレスター（HV）	R5.3.3	3	R10.3.2	12ヶ月点検	1620 (1895)					○	
2	5	振内（森）	室蘭480か9751	S510P-0645741	軽自動車	貨物	ダイハツ	ハイゼット	R7.12.3	12	R10.12.2	12ヶ月点検	930 (1390)					○	
2	6	振内（森）	室蘭480を28	岡 [74] 51609岡	軽自動車	貨物	組立	－	H18.1.27	12	R9.12.14	12ヶ月点検	160 (510)	18年経過				○	トレーラー
2	7	振内（森）	室蘭480を70	岡 [74] 71104岡	軽自動車	貨物	組立	－	H19.3.23	3	R9.3.25	24ヶ月点検	150 (500)	18年経過	○	○	○		トレーラー
	計			7台											4台	4台	4台	3台	

第 2 号 物 件 単 価 表

【日高北部森林管理署】

件名（項目）	数量	単位	単価	金額
自動車重量税（A）	4	台	－	
自賠責保険料（B）	4	台	－	
非課税額 計（C）＝（A）＋（B）				
継続検査（D）	4	台	－	
定期点検（E）	3	台	－	
課税対象額計（F）＝（D）＋（E）				
消費税額（G）＝（F）× 10%	10	%		
合 計（C）＋（F）＋（G）				

※ 車両の廃棄、購入等により継続検査並びに定期点検の車両台数に増減があっても、各業務の契約単価は変更しないものとする。

(第 2 号 物 件 単 価 内 訳 表)

【日高北部森林管理署】

件名 (項目)		数 量	単 位	単 価 (円)	金 額 (円)
自動車重量税	普通自動車 (自家用) 13年未満 車両重量 1.5tまで 2年	1	台		
	普通自動車 (自家用) 13年～18年未満 車両重量 1.5tまで 2年	2	台		
	検査対象軽自動車 (自家用) 18年経過 1両 2年	1	台		
	自動車重量税 小計 (A)	4	台		
自賠責保険料	自家用乗用自動車 本土 24ヶ月契約	3	台		
	被けん引自動車 (軽自動車 (検査対象車)) 本土 24ヶ月契約	1	台		
	自賠責保険料 小計 (B)	4	台		
非課税 合計 (C)		(A) + (B) =			

継続検査	基本点検料	普通乗用自動車	3	台		
		被けん引自動車（軽自動車）	1	台		
		細計	4	台		
	保安確認 検査料	普通乗用自動車	3	台		
		被けん引自動車（軽自動車）	1	台		
		細計	4	台		
	検査代行 手数料	普通乗用自動車	3	台		
		被けん引自動車（軽自動車）	1	台		
		細計	4	台		
	下回り洗浄 （スチーム）	普通乗用自動車	3	台		
		被けん引自動車（軽自動車）	1	台		
		細計	4	台		
	下回り防錆塗装 （シャージブラック）	普通乗用自動車	3	台		
被けん引自動車（軽自動車）		1	台			
細計		4	台			
ブレーキフルード [※] 交換	普通乗用自動車	3	台			
	細計	3	台			
エンジン オイル	ガソリン車	3	台			
	細計	3	台			
オイルエレメント （ガソリン）	普通乗用自動車	3	台			
	細計	3	台			
継続検査 小計（D）			4	台		
定期点検	12ヶ月点検	普通乗用自動車	1	台		
		軽自動車	1	台		
		被けん引自動車（軽自動車）	1	台		
		細計	3	台		
	エンジン オイル	ガソリン車	1	台		
		ハイブリッド車	1	台		
		細計	2	台		
	オイルエレメント （ガソリン）	普通乗用自動車	1	台		
		軽自動車	1	台		
		細計	2	台		
定期点検 小計（E）			3	台		
課税対象 合計（F）			（D） + （E） =			
消費税（10%）（G）			（F） × 10% =			
総計			（C） + （F） + （G） =			

※ 1 自動車重量税、検査手数料（印紙代）及び自賠責保険料の額は、法令等で定められた額を記載すること。

2 車両の区分、又は作業項目において、表中の作業項目と異なる区分となる場合は、適宜項目を追加、削除すること。